

官民パートナーシップによる「ちばの食育」推進作業部会運営要領

(平成 21 年 9 月 17 日制定)

(設置)

第 1 条 県食育推進計画に基づく実効ある施策展開を図るため、千葉県食育推進県民協議会設置要綱第 8 条に基づき官民パートナーシップによる「ちばの食育」推進作業部会（以下、「食育推進作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 食育推進作業部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 「元気な『ちば』を創る『ちばの豊かな食卓づくり』計画」に基づく施策の評価に関すること。
- (2) (1) の評価結果に基づく施策の検証及び見直し作業に関すること。

(組織)

第 3 条 委員の互選により食育推進作業部会に部会長及び副部会長を一人置く。

- 2 部会長は、食育推進作業部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 委員の任期は、県民協議会委員の委嘱期間に準ずる。

(会議)

第 4 条 食育推進作業部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 食育推進作業部会は、部会長（部会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議に欠席する委員は、部会長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 4 部会長が必要と認めたときは、関係者又は専門家に、出席を依頼し意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 食育推進作業部会の庶務は、千葉県農林水産部安全農業推進課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し、必要な事項は、千葉県食育推進県民協議会設置要綱の定めによる。

(附則)

この要領は、平成 21 年 9 月 17 日から施行する。

官民パートナーシップによる「ちばの食育」推進作業部会名簿

【作業部会】

番号	氏名	役職等	備考
1	遠藤 陽子	特定非営利活動法人千葉自然学校 事務局長	部会長
2	寒川 裕	やちよ食育ネット	副部会長
3	岡田 盛雄	千葉県農業協同組合中央会 農業振興部長	
4	水永 秀雄	キッコーマン国際食文化研究センター 元センター長	
5	柳谷 真也	イオンリテール(株)食品商品本部 生鮮商品部農産グループ アナリスト	
6	渡邊 智子	千葉県立保健医療大学栄養学科 教授	
7	石井 克枝	千葉大学教育学部 教授 千葉大学教育学部附属特別支援学校 校長	有識者
8	栗田 庄一	社団法人農山漁村文化協会 常務理事	有識者
9	西脇 英子	サンケイリビング新聞社 本部次長兼編集長	有識者
10	二瓶 徹	財団法人食品産業センター 主事	有識者

元気な「ちば」を創る「ちばの豊かな食卓づくり」計画の推進体制

千葉県食育推進県民協議会

- 【組織】食育に関して十分な知識と経験を有する者30名（知事が委嘱）
- 【設置の目的】千葉県における食育推進計画の推進並びに食育の総合的かつ計画的な推進に向けて、食育推進計画の策定及びその推進並びに食育推進に関する施策について意見を聴取する。
- 【所掌事務】①食育基本法第17条に基づき千葉県食育推進計画の策定及びその推進に関すること。
②その他、食育推進に関する施策に関すること。

作業部会

官民パートナーシップによる「ちばの食育」推進作業部会

【組織】県民協議会委員及び有識者 10名

【所掌事務】「元気な『ちば』を創る『ちばの豊かな食卓づくり』計画」に基づく施策の評価、検証、見直し作業。

千葉県食育推進計画策定支援作業部会

【組織】県民協議会委員のうち7名

【所掌事務】食育基本法第17条に基づき千葉県食育推進計画の策定及びその推進に関することその他、食育推進に関する施策について検討を行い、県民協議会に検討の経過及び結果を報告する。

新設

廃止

意見

ちば「食へのこだわり」県民づくりプロジェクト推進連絡会議 (食育推進連絡会議)

- 会長：農林水産部次長
- 副会長：安全農業推進課長
- 構成員：庁内7部26課
- 事務局：農林水産部安全農業推進課
- 【所掌事務】①食育の推進に関すること
②ちば「食へのこだわり」県民づくりプロジェクトの推進に関すること
③ちば食育ボランティアの連携に関すること
④食育に係る資料収集及び情報交換、意見交換
⑤上記に掲げるもののほか食育推進連絡会議の目的を達成するために必要な事項

1 担当者会議

構成員：庁内4部13課

【所掌事務】ちば「食へのこだわり」県民づくりプロジェクト等事業の総合調整

2 作業部会

①千葉県食育推進計画づくり作業部会(休止)

構成員：庁内7部26課

【所掌事務】千葉県食育推進計画の作成に係る協議及び検討に関すること

②「ちばっ子元気に」食と農の体験事業部会

構成員：庁内3部8課

【所掌事務】「ちばっ子元気に」食と農の体験事業の円滑な実施に関すること

③学校給食を活用した食育及び千産千消推進部会

構成員：庁内4部10課

【所掌事務】元気な「ちば」を創る「ちばの豊かな食卓づくり」計画における重点施策項目である「学校給食を活用した食育の充実と千産千消の推進」に係る協議及び検討に関すること